

令和5年5月2日

市立各小中学校保護者 様

高萩市教育委員会教育長 大内 富夫

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃より、本市の教育振興にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、政府が新型コロナウイルスの感染法上の分類を5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを決定したことを受け、下記のような対応をとることといたします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○感染状況が落ち着いている平時の対策

- ・学校教育活動においては、**マスクの着用を求めないこと**を基本とします。
- ・児童生徒の健康状態の把握、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導は、引き続き実施しますが、これ以外に特段の感染症対策を講じません。
- ・食事前後の手洗いや、会食において飛沫を飛ばさないよう指導を徹底することで、学校給食における「黙食」は取りやめます。

○感染が流行している場合、活動場面に応じて考えられる一時的な対策

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるよう注意喚起を促します。
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保するよう注意喚起を促します。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて講じる措置について

○児童生徒の感染が判明し、出席停止の措置を講じた場合は、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンラインによる授業や個別課題の提供など、必要な配慮を行います。

○同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど、感染不安で子どもを休ませたいと保護者が考える場合は、学校長の判断により「出席停止」として扱います。

3. 児童生徒等の健康観察について

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であるため、これまで同様無理をして登校しないようにしてください。

【問合せ先】
高萩市教育委員会学校教育課
和田 真一
☎ 23-1135